

I 学校教育

1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目的とするものである。

各学校においては、児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力を重んじ、創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目的と学習指導要領等の趣旨を十分に理解し、児童生徒に「生きる力」を育むため、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力する。

2 重点施策

(1) 「生きる力」の育成

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、「知識・技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等のかん養」が偏りなく実現されるよう努める。

イ 心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、適切な運動の経験や合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育成する。

ウ 障がいのある児童生徒に対して、社会的に自立できる力を育成するための支援に努める。

エ 中学校において職場体験事業を実施し、キャリア教育の充実に努める。

(2) 基本的生活習慣の定着と道德教育の充実

ア 道徳的实践力を高め、児童生徒の心に響く体験活動を通して、豊かな情操の育成に努める。

イ 命の大切さに気づかせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培うとともに、人権教育の充実に努める。

ウ 善悪についての判断力や、望ましい社会性を養うとともに、正義感や公正さを重んじる心の育成に努める。

エ 性的少数者をはじめ、社会における多様な生き方を知る学びを通して、互いの立場を尊重できる心の育成に努める。

(3) 学校、家庭、地域社会との連携

ア 中学校では、学校評議員会の機能を生かし、学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にして、各中学校区の「生徒指導推進協議会」活動の一層の充実を図る。

イ 小学校では、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全校に導入し、地域住民の意見を学校運営に取り込むよう努める。

ウ スクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、児童生徒を取り巻く環境の改善及び問題の解決を支援する。

(4) 生徒指導の充実

ア よりよい人間関係の構築に努めるとともに、いじめ防止基本方針に則り、いじめの未然防止、早期発見と適切な指導に努める。

イ 心の教室相談員、スクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童生徒の心のケアに努める。

ウ 不登校又は不登校傾向にある者に対し、個々の状況に応じて、心の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための支援を行うことにより、学校復帰や社会的自立を支援するハートフル東郷を運営する。

(5) 学校支援体制の充実

ア 学校支援ボランティア・スクールサポーター登録制度を活用し、学校・家庭・地域社会相互の連携をより深めることにより、学校教育の充実を図るとともに、健全な児童生徒の育成に努める。

イ 支援員、介護員、図書館司書補助員、養護教諭補助員の活用により、学校教育のさらなる充実を図る。

ウ 看護師を配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安心して学校生活を送られるよう努める。

エ 小学校第1学年から第3学年まで30人学級を実施することで、教員が児童に向き合う時間を一層確保し、児童の心身ともに健やかな成長に繋げる。

(6) 情報化、国際化に対応した教育の推進

ア 情報化社会から新たな社会（Society5.0）に向けて、児童生徒1人1台配布するタブレット及び各教室に配備した大型提示装置を活用し、情報活用能力の育成に努める。

イ 小学校低学年からのALTを活用した外国人英語指導事業を引き続き実施し、国際化社会の中で活躍できる人材育成のため、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションが図れるように努める。

ウ 海外の学校との交流授業を通し、英語と触れあう機会を増やし、異文化理解の促進に努める。

(7) 児童生徒の安全指導

ア 地域の交通事情や危急の災害等に対応できる実践的な能力を身に付けさせるための安全教育の充実とともに、安全を考えた行動の習慣化に努める。

イ 安全な学校生活を送るため、危険を予測して安全に行動する態度と能力の育成に努める。

ウ 児童生徒の安全確保に向けて、こども110番の家、スクールガード、不審者情報ネットワーク等の充実を図る。

(8) 学校施設等の整備

ア 老朽化したエレベータを改修し、適正な教育環境の確保に努める。

イ 避難経路以外の窓ガラスにも飛散防止フィルムを設置し、学校施設設備の安全管理の徹底に努める。

ウ 教育用備品の計画的な整備を図り、学習環境の充実に努める。

3 教員の長時間勤務の解消に向けた取組

タイムカードを活用して在校時間を客観的かつ厳正に管理し、業務改善に向けた学校マネジメントの推進や部活動の負担軽減等に取り組む。

Ⅱ 学校給食

1 基本方針

学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食生活の正しいあり方を習得させるとともに、食べ物の生産から消費までの流れを理解し、楽しい会食を通して好ましい人間関係を育み、健康で充実した生活を送ることを目標に行われているものである。

児童生徒に健康と食生活とのかかわりに関心を持たせ、望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進する。

2 重点施策

(1) 安全・安心な給食の提供

ア 献立内容を多様にし、さまざまな食に触れる機会を作ることで食に対する関心を高める。

イ 食物アレルギー対象食材を除いた「にこにこ給食」を実施し、みんなで同じ給食を食べることの楽しさ、社交性及び協同の精神を養うとともに、人の気持ちに寄り添える機会を作る。

ウ 加工品に含まれる食品を献立表に記載し、アレルギー品目のチェックが誰でも一目でできるよう努める。また、配膳図を配布し、食物アレルギーを持つ児童生徒への誤配等を防げるよう努める。

エ 旬の食材や行事にちなんだ献立や応募献立、セレクト給食、リクエスト給食、地元飲食店とのコラボ給食を実施する等、季節感のある給食や楽しい給食を推進する。

オ 調理方法や味付けに工夫を凝らし、苦手な食材を克服できるよう努める。

カ 地産地消推進事業として、東郷町産食材の活用を努め、地域の伝統的な食文化について理解を深めるとともに、食料の生産等に対する子どもの関心を高め理解を深める。

キ 残菜量を把握し、適切な量及び質を研究し、食品ロスの軽減に努める。

ク 有機栽培食材を活用し、環境と調和のとれた学校給食の食料システムの確立を図る。

(2) 食に関する指導の推進

ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。

イ 栄養教諭が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身に付け、児童生徒の健康の保持増進を図る。

ウ 学級活動、給食、教科、総合的な学習の時間等において学年や目標に応じた内容で食に関する指導を行う。

エ 家庭においても望ましい食生活を推進するため、食育だより「いただきます」を発行する。

Ⅲ 生涯学習

1 基本方針

急激な社会・経済情勢の変化や情報化、国際化、少子高齢化等の社会変動の中、こうした社会・経済の変化に対応するため、幅広い年齢の人々に学ぶことの意欲が高まっている。

本町の生涯学習事業においては、第6次総合計画に掲げられた、将来都市像「人・まち・みどり ずっと暮らしたいとうごう」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場の提供、文化団体の活動支援、文化活動への参加機会の充実、文化財の保全や活用などに努めるとともに、町民が気軽にスポーツに参加できる環境を整え、誰もが運動やスポーツを楽しめるよう各種スポーツ施策を展開し、より豊かな生活を営むことができる社会の構築のため、生涯学習を推進していくこととする。

2 重点施策

(1) 生涯学習活動の充実

ア 生涯学習の拠点である町民会館を中心に、生涯にわたり生きがいを持って過ごすことができるよう、生涯学習活動の機会や場所の充実を図る。

イ 各種社会教育事業の実施について、社会教育委員の主体的な企画及び立案により進めるよう努める。

(2) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

ア 自分自身で学び考え、豊かな社会性を備えた青少年の育成を目指し、学校や地域と連携し、啓発活動等を展開していく。

イ 学校及びPTAが連携しながら家庭教育推進事業を積極的に推進する。

(3) 文化・芸術の振興

芸術文化に親しむ事業を充実させるとともに、地域文化の振興を図るため文化団体の活動を継続して支援する。

(4) 文化施設の整備充実

老朽化した文化施設の修繕等、施設利用者の利便性に配慮し安全な施設環境の充実に努める。

(5) 郷土資料館の充実

ア 郷土資料館の収蔵品の整理や展示品の選定等、文化財に対する町民の関心が、より一層高まるよう努めるとともに、身近に郷土の歴史や文化等に親しめる機会を増やすように努める。

イ 館内の展示資料や映像資料により回想法による認知症予防事業にも活用していく。

(6) 文化財の保護と継承

ア 貴重な文化財の適切な保存に努めるとともに、文化財保護委員と連携を図りながら町内に眠る文化財の確認を行う。

イ 無形民俗文化財を後世に伝えるため、保存団体の活動を継続して支援する。

(7) 図書館活動の推進

ア まちの将来を担う子どもたちに、幼い頃から本に興味を持ち、豊かな想像力や感受性、知的好奇心を育んでもらうため、飛び出す絵本や大型絵本などの「しかけ絵本」を充実させる。

イ インターネット等の活用により、各地域の図書館の協力と情報提供を通じて、利用者の要望する情報を一層速やかに提供できるよう努める。

ウ 不用図書を整理し、町内の児童館・保育園・小中学校の図書室を充実させるため、定期的は無償譲渡する。また、小中学校の授業及びきらきらこどもの活動に必要な図書の団体貸出し、学校との連携を図る。

エ 利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度による、民間のノウハウを活かした図書館運営を行う。

(8) スポーツの普及・振興

ア ボート競技のより一層の普及、振興を図るため、子ども等を対象としたボート体験会をボート関係団体等と連携して実施することにより、多くの町民に本町が「水と緑とボートのまち」であることを周知していく。また、第30回記念となる町民レガッタを盛大に開催する。

イ スポーツ普及の重要な担い手であるスポーツ推進委員との緊密な連携のもとに各種スポーツイベントを開催するとともに、誰もが生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努める。

ウ スポーツ推進委員及び体力づくり推進委員が地域と連携して実施している総合型地域スポーツクラブ「家族体力づくりの日」事業については、時代の変化や他市町村での事業内容等を研究し、多くの方に参加いただけるよう実施内容等の見直しを行いながら実施する。

(9) 体育施設の整備充実

老朽化した体育施設の修繕を計画的に行う。東郷町総合体育館アリーナの利用者の安全確保のため、天井等改修工事を実施する。また、同アリーナの空調設備等を更新することで、利用者が安全で快適にスポーツができる環境の整備・充実を図る。

(10) 部活動の地域移行について

中学校部活動の地域移行に向けて検討する組織を立ち上げ、実施に向けた検討を行う。